

平成26年度 第3回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

●日時 平成26年11月27日（木） 14時00分～15時20分

●場所 市役所 本庁2階 第4会議室

●出席者

・出席委員10名

千葉 泰久 (宇部商工会議所 会頭) ※会長
近本 佐知子 (弁護士) ※会長職務代理
伊藤 一統 (NPO 法人 うベネットワーク 理事長)
小川 知子 (国際ソロプチミスト宇部 会長)
尾中 恵子 (宇部地区漁協女性部 部長)
蔵田 晃一 ((社) 宇部青年会議所 理事長)
新田 芙美恵 (山口宇部農業協同組合 理事)
鈴川 享靖 (連合山口中部地域協議会宇部地区会議 代表)
福田 幸三 (宇部市自治会連合会 会長)
脇 和也 ((株) 宇部日報社 代表取締役社長)

・事務局

日高 正嗣 (総務管理部長)
藤崎 昌治 (総務管理部次長)
平山 純子 (総務管理部職員課長)
大畑 秀幸 (総務管理部職員課長補佐)
島田 伸弘 (総務管理部職員課給与厚生係長)
上村 圭二 (総務管理部職員課人事研修係長)
杉原 和明 (総務管理部職員課主任)
川本 満隆 (総務管理部職員課主任)

◎議事

1 行政委員会の委員報酬について

(会長) 今回は、最初に行政委員の委員報酬について議論したいと思います。事務局から資料の説明をしてください。

(事務局) <追加【資料16】行政委員の報酬に係る判例等についての説明～約7分>

(会長) 行政委員には教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会があります。その中で委員会等に出席して審議したり、市役所に赴き資料を確認するなどの活動が主となるものと、現地調査など日常的な活動が主となるものがあります。宇部市では現在、日常的な活動が主となる農業委員会については月額制とし、その他の行政委員については日額制となっています。

2年前の審議会の際に議論となったのが、識見の監査委員についてです。監査委員は膨大な資料の確認をしていただいています。識見の監査委員は本業の税理士としての仕事しながら市の監査業務もしていただいています。現実には、事務所や自宅等で監査に関する調査や資料作成などを行っているのではないかと推測されます。そのような状況で、監査委員として市役所に赴き活動した時だけ考慮する日額制はいかがなものかという意見もありました。

今回議論いただきたいのは月額制、日額制のどちらが適しているのかという点です。先程の資料説明の中にもありましたが、原則は日額制であるが、月額制でも良いとする裁判所の判決がありました。その判断基準としては、月5日以上勤務していれば月額制でも良いというものでした。各行政委員の活動内容や報酬はどのような状況ですか。

(事務局) <【資料14】行政委員会に関する資料、【資料15】行政委員の報酬支給形態の見直し(月額支給から日額支給)による増減額、の説明～約5分>

(会長) 年間60回報酬が支給されている委員は12ヶ月で割って1ヶ月当たり5回勤務したということによろしいですね。

(事務局) そうです。

(会長) 選挙管理委員は選挙が行われた年は回数が多いなど、例外はあります。識見の監査委員は平成24年については63回報酬が支給されており、平均すると月5回勤務があったということですが、平成23年と25年は月5回に満たないということで理解してよろしいですか。

(事務局) そうです。平成23年から平成25年の3年間の平均は、識見の監査委員は4.11回、議員の監査委員は4.03回となっています。

(会長) ここまでで、委員の皆さん何か質問等はありませんか。

(委員) 教育委員長は、法律の改正により今後、教育委員長は廃止となります。資料14の2ページに平成25年度の活動状況が記載されていますが、ここに記載されていない活動もあります。例えば教科書の選定です。1学年1教科で30種類くらい読まなければならないこともあり、自宅で読まれることもあるのではないのでしょうか。このような活動は日額制に馴染まないと思います。ただ、教科書の選定は毎年実施しているわけではありません。そのように考えると、教科書の選定のある年は大変ですが、日額制でも良いのではないかと思います。

また、選挙管理委員会の委員長は、選挙当日の拘束時間は長時間となります。何時間を持って1日とするのか、拘束時間も気になるところです。

(会長) 滋賀県の行政委員会委員報酬の訴訟について最高裁の判決後に、奈良市は月額制から日額制に見直していますが、その際、教育委員長と農業委員会は月額報酬を継続しています。

(委員) 奈良市の例と平成22年度の宇部市の答申書を比較すると2点違いがあります。

1点目は、月額制とするか否かの基準として、奈良市は1ヶ月当たり5日以上の平均活動実績の有無をもって判断基準の目安とするとありますが、宇部市は月に10日を超える活動実績としています。2点目として、奈良市は「専門的な職務に従事する者で、日額では語り得ない特殊性があるかどうか評価する。」とあります。宇部市は「行政委員ごとにその軽重を考慮して報酬額に差を設けることは困難であること。併せて、委員会等への出席以外の表に現れない活動内容について、一定の基準を設けて報酬額に反映させることは困難であること。」としています。

平成22年度の判断をどのように評価するのかということを考える必要があるのではないのでしょうか。

監査委員の月平均勤務日数が最高の年でも5日程度ですが、10日という数字はどのようにして決めましたか。

(事務局) 常勤が月20日程度勤務ですので、その半分とした経緯があります。

(会長) 監査委員については何か意見等がありますか。

(委員) 監査委員は確認する資料が多く大変だと思います。会計事務所に依頼した場合、多額の費用がかかると思います。

- (会 長) 前回の審議会の時も、確かに監査業務は大変ですが、先進的に日額制とした経緯と、市役所で円滑に業務が出来るように環境を整備するという事で日額制を継続することとなりました。
- (委 員) 平成22年度の答申以降、今日に至るまで何か問題が起きているのでしょうか。また、目に見えない活動をいかに評価するのかという問題があるかと思います。
- (会 長) 事務局の方で何か聞かれたことはありますか。
- (事務局) 特にございませぬ。
- (会 長) 資料を見る限り支給額は減っていますが、そのことにより仕事の内容等が低下しているということもありません。そのように捉えてよろしいでしょうか。
- (事務局) そうです。
- (会 長) 以前と同じように仕事をしていただき、支給額が下がっているというのはありがたいことです。
- (委 員) 支給額が減っているという前提で話が進んでいますが、選挙管理委員会委員長のように選挙の回数が多かったため、総額では増えているものもあります。日額制となって勤務の実態に応じた支払いがされていると思います。減ったものもあれば増えたものもあり、その方が妥当であると思います。1つ妥当ではないものを挙げますと、議員の監査委員だと思います。他の自治体を見ていただければわかると思いますが、議員と識見の監査委員は報酬額が異なります。議員はもともと議員としての報酬が支給されています。議員の充て職として監査委員になられていますので、その辺りを勘案して支給する必要があるように思います。それ以外については、平成22年度の答申内容で十分であると考えます。先程から仕事の内容の評価が挙げられていますが、行政職の方について例を挙げると、部署により仕事の内容が異なりますが、給料としては1つの給料表を用いていますので、同じことが言えるのではないかと思います。
- (会 長) 以前の議員と識見の監査委員の報酬は、どのようになっていますか。
- (事務局) 平成22年度までの監査委員の報酬月額、議員は44,000円、識見は99,000円であり、議員は識見の約半分でしたが、日額制にしてからは同額となっています。
- (会 長) 議員の監査委員の報酬について意見が出ましたが、事務局としてはどのようにお考えですか。他に議員がされている委員はありますか。
- (事務局) 行政委員会の委員となっている議員は監査委員のみです。先程申し上げたとおり、月額制のときは議員の報酬額は識見の約半分でした。ただ、業務内容については、議員と識見は視点を変えて見られていますが、同じ監査業務を行っているということで、月額制のときほど差をつける理由はないのではないかと考えます。
- (会 長) 議員の監査委員もかなり時間をかけて仕事をしているということですね。
- (事務局) そのように聞いております。
- (委 員) 議員の監査委員については月額制に戻した方が良いのではないのでしょうか。議員の中から監査委員に任命されれば他の委員に就かないというすみ分けがされていると思います。

監査委員は行政委員の一つですが、行政委員会以外の委員に就くかどうかで監査委員になるかどうか決まると思います。言い換えれば、議員報酬に監査委員としての報酬が上乗せされた職務手当という考え方になると思いますので、月額制の方が良いのではないのでしょうか。日額制であれば回数を数えて支給するということになります。

(委員) それは議員の監査委員のみということですか。

(委員) そうです。

(会長) しかし、活動回数に応じて報酬を支給するというのが日額制であり、そのように考えると、議員についても監査委員としての活動をその回数しているのではないのでしょうか。

(委員) 議員の充て職としての活動と考えられることから、議員の職務の一部とも言えるのではないのでしょうか。一般の方から委員となられている識見とは事情が異なると思います。

(委員) 監査委員は議員であれば誰でもできるものではないと思います。かなり専門的な知識を持たれている方がされていると思います。

(委員) そういうことであれば、特定の議員しか監査委員になれません。そうではなくて、議員の視点から監査していただいていると思います。

(委員) 議員だけ月額制に戻すということですか。

(委員) その方がわかりやすいのではないのでしょうか。市民にわかりやすい制度にする必要があると思います。

(委員) 日額制にすることによって、回数も含めて識見と同額になったのだと思いますが、議員だけ月額制に戻して報酬額の増減で言うと結果として減額となるような額で落ち着かせるということも出来るのではないかと思います。

(委員) 他の行政委員は委員として仕事をするためにわざわざ市役所に来られています。議員は議員報酬を受け取り、議員活動の一環として監査委員をされています。

(会長) 極端に言えば、議員の監査委員は報酬が不要であるということですか。

(委員) 極端に言えばそうなります。議員のうち、通常の議員報酬以外に支給されている報酬等がありますか。

(事務局) 例えば、常任委員会の委員長等は一般の議員より報酬月額が高くなっています。

(委員) 他の自治体が議員の監査委員には月額40,000円前後支給しています。宇部市では日額制とした後の実績を月額換算した場合の額もあまり支給額は変わりません。月額制の方が妥当ではないかと思えます。

(委員) 日額制の方が勤務実態がはっきりするというメリットがあります。日額制にすることによって総支給額が減ってきたことは評価しなければなりません。

(委員) 先程、極端な話をしましたが、別の視点から考えると、議員報酬を日額制にするとうなるのでしょうか。監査委員の報酬が支給される日は議員の報酬は支給されないのかということになります。現在は、議員報酬が月額制で、監査委員が日額制であり特に問題とありませんが、両方が日額制とした場合、問題が出てくるのではないのでしょうか。

- (委 員) 議員の監査委員は、議員活動の一環として監査委員の仕事をされているのが現状ではないでしょうか。
- (委 員) 特定の委員を検討するのではなく、4年前の審議会の結果も考慮して、全体について日額制と月額制を審議しませんか。
- (委 員) 基本は平成22年の審議会の結果が良いものだと思います。しかし、議員は議員報酬が別途支給されていることを考えると、他の委員と比べて特殊であると思います。
- (会 長) 仮に議員の監査委員を月額制とした場合、識見の監査委員も調整が必要になってくると思います。せっかく県内市で先駆けて日額制を導入しましたが、すぐに月額制に戻すというのはいかがなものでしょうか。
- (委 員) 月額制から日額制に移行して再び月額制に戻すと混乱するのではないのでしょうか。また、私は監査委員に議員が選ばれる理由がよくわかりません。
- (委 員) 必要性があって議員から選ばれているのだと思います。報酬が二重に支給されているという考え方もあるかもしれませんが、よく監査していただいているという意味で支給しているのだと思います。
- (事務局) 議員が監査委員をされているのは、政策面と財務面からチェックをしていただくためであると考えています。
- (会 長) 前回の審議会では、識見の監査委員について日額制はいかがなものかという意見が出まして、今回は議員について日額制はいかがなものかという意見が出ました。
- (委 員) 監査委員の報酬の支給回数はどの様にして決まるのですか。他の行政委員会の委員は委員会の開催回数等で把握できると思うのですが。
- (事務局) 監査委員については、資料14にありますとおり、定例委員協議、月例出納検査、研修会、現地調査の他に、市役所の執務室で仕事されたものなどがカウントされています。
- (委 員) 識見の方は税理士ですか。
- (事務局) そうです。
- (会 長) 監査委員はかなり大変な仕事だということは、重々承知していますが、日額制にして間もないということもあり、このまま日額制を維持するというのでいかがでしょうか。
- (委 員) 月額制から日額制に移行したことにより、議員の監査委員は結果として総支給額が増えています。監査の内容や、議員がその役をする意味などは見え難いような気がしますので、一定期間は日額制でも良いのではないのでしょうか。
- (委 員) 支給額がそれほど増えているわけでもありませんし、日額制としたことによってある程度効果が出ていますので、日額制にしたことは妥当であったと思います。ただ、議員については、議員報酬が支給されています。議員としての活動をしている上に監査委員としての報酬が支払われているのはいかがなものかと感じます。監査委員報酬はあくまで手当という考え方であれば、問題はないと思います。
例えば弁護士だから必要というのであれば生活給と考えても良いと思うのですが。

- (会 長) 奈良市は、非常勤委員の報酬は生活給としての意味は有さずという記載がありますね。
- (委 員) 報酬の額によって人材の確保が困難になるという話があります。前回の審議会では報酬内容によって左右されるような人材はいかがなものかという意見が出ていたと思います。
- (会 長) 識見の監査委員は、監査事務のためにわざわざ市役所に赴くこととなります。ご自分の事務所で本業の合間に少しずつでも監査事務をすることが出来るような状況に改善することが大切だと思います。
- 行政委員の報酬について、日額制と月額制の考え方は従来通りとしてよろしいでしょうか。

— 各委員了承 —

- (事務局) 当審議会を始め、各種審議会委員等の報酬は日額4,000円ですが、これも従来通りということでしょうか。
- (委 員) 審議会委員等の報酬を減額したのは前々の審議会のときですか。
- (事務局) そうです。平成22年度の当審議会の答申を尊重して、平成23年度から日額6,300円を4,000円に減額しています。
- (委 員) 減額率をみると、市長等の特別職や行政委員会の委員より減額率が大きいのですが、何か特段の事情があったのでしょうか。
- (委 員) 市民感情や財政状況等を考慮した結果であったと思います。
- (委 員) 県内他市は5,000円から6,000円程度が多く、類似団体と比較すると最も低い額となっています。このことは再考の余地があると思います。この審議会の位置付けが軽いものになりかねません。
- (委 員) 上があれば下があるのも事実です。報酬額が低いと委員の評価は上がりますが、高いと批判の対象にもなります。
- (委 員) この審議会の審議内容を考えると適正な報酬額とは言い難いかも知れませんが、ボランティア的な要素が強いのも事実です。各種審議会委員等の報酬額については、今後、委員が確保できないなど運営に支障をきたす事案が発生した時に検討するという事で良いと思います。
- (委 員) 本市の日額制の行政委員の報酬額と比較しても低いのは否めません。
ボランティアとして活用して市の経費を抑えるという視点ではなく、適正な対価は支払うべきであると考えます。
- (会 長) 2年後に開催が予定されている当審議会の課題として、情報収集をお願いします。

2 答申書 (案) について

- (事務局) <答申書 (案) の説明～約10分>
- (会 長) 答申書 (案) について、何か意見はありますか。

(委 員) <意見なし>

(会 長) 今後の予定について、事務局で何か考えがありますか。

(事務局) 今後の予定については、本日の審議会でいただいた行政委員会委員に関するご意見を反映した答申書(案)を委員の皆様へ送付させていただきます。その内容をご覧いただき、ご意見やお気付き等がありましたら12月10日(水)までに事務局までお知らせいただければと思います。その上で、最終の答申書については会長と事務局で調整をさせていただきたいと考えています。

(会 長) それでは、委員の皆さんが一堂に会する議論は本日をもって最終とし、後は私と事務局で調整して答申の内容を固め、市長に答申するというところでよろしいでしょうか。

— 各委員了承 —

(会 長) それでは3回にわたり審議会を開催し、委員の皆様には大変熱心なご審議、また大変貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。
以上で宇部市特別職報酬等審議会を終了します。

審議会終了時刻 15時20分

以上